

大学及び大学院における必要な科目(素案)

○大学における必要な科目

A. 心理学基礎科目

- ①公認心理師の職責
- ②心理学概論
- ③臨床心理学概論
- ④心理学研究法(統計法を含む。)
- ⑤心理学実験

B. 心理学発展科目

(基礎心理学)

- ⑥知覚・認知心理学
- ⑦学習・言語心理学
- ⑧感情・人格心理学
- ⑨神経・生理心理学
- ⑩家族・社会・集団心理学
- ⑪発達心理学
- ⑫障害者(児)心理学
- ⑬心理的アセスメント
- ⑭心理学的支援法

(実践心理学)

- ⑮健康・医療心理学
- ⑯福祉心理学
- ⑰教育・学校心理学
- ⑱司法心理学(犯罪心理学を含む。)
- ⑲産業・組織心理学

(心理学関連科目)

- ⑳人体の構造と機能及び疾病
- ㉑精神疾患とその治療
- ㉒関係行政論

C. 実習演習科目

- ㉓心理演習
- ㉔心理実習(80時間以上)

○大学院における必要な科目

A. 心理実践科目

- ①保健医療分野に関する理論と支援の展開
- ②福祉分野に関する理論と支援の展開
- ③教育分野に関する理論と支援の展開
- ④司法分野に関する理論と支援の展開
- ⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- ⑥心理的アセスメントに関する理論と実践
- ⑦心理支援に関する理論と実践
- ⑧家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践

B. 実習科目

- ⑨心理実践実習(450時間以上)

※「A心理学基礎科目」、「B心理学発展科目」、「基礎心理学」、「実践心理学」、「心理学関連科目」の分類方法については、上記とは異なる分類の仕方もありうる。

○大学における必要な科目に含まれる事項

A. 心理学基礎科目

①「公認心理師の職責」に含まれる事項

1. 公認心理師の役割
2. 公認心理師の法的義務及び倫理
3. 心理に関する支援を要する者等の安全の確保
4. 情報の適切な取扱い
5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務
6. 自己課題発見・解決能力
7. 生涯学習への準備
8. 多職種連携及び地域連携

②「心理学概論」に含まれる事項

1. 心理学の成り立ち
2. 人の心の基本的な仕組み及び働き

③「臨床心理学概論」に含まれる事項

1. 臨床心理学の成り立ち
2. 臨床心理学の代表的な理論

④「心理学研究法(統計法を含む。)」に含まれる事項

1. 心理学における実証的研究法(量的研究及び質的研究)
2. 心理学で用いられる統計手法
3. 統計に関する基礎的な知識
4. データを用いた実証的な思考方法

⑤「心理学実験」に含まれる事項

1. 実験の計画立案
2. 実験データの収集及び処理
3. 結果の適切な解釈及び報告書の作成

B. 心理学発展科目

(基礎心理学)

⑥「知覚・認知心理学」に含まれる事項

1. 人の感覚・知覚等の機序及びその障害
2. 人の認知・思考等の機序及びその障害

⑦「学習・言語心理学」に含まれる事項

1. 人の行動が変化する過程
2. 言語の習得における機序

- ⑧「感情・人格心理学」に含まれる事項
 - 1. 感情に関する理論及び感情喚起の機序
 - 2. 感情が行動に及ぼす影響
 - 3. 人格の概念及び形成過程
 - 4. 人格の種類、特性等

- ⑨「神経・生理心理学」に含まれる事項
 - 1. 脳神経系の構造及び機能
 - 2. 記憶、感情等の生理学的反応の機序
 - 3. 高次脳機能障害の概要

- ⑩「家族・社会・集団心理学」に含まれる事項
 - 1. 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程
 - 2. 人の態度及び行動
 - 3. 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響

- ⑪「発達心理学」に含まれる事項
 - 1. 認知機能の発達及び感情・社会性の発達
 - 2. 自己と他者の関係の在り方と心理的発達
 - 3. 誕生から死に至るまでの生涯における発達
 - 4. 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方

- ⑫「障害者(児)心理学」に含まれる事項
 - 1. 身体障害、知的障害及び精神障害の概要
 - 2. 障害者(児)の心理社会的課題及び必要な支援
 - 3. 高齢者の心理社会的課題及び必要な支援

- ⑬「心理的アセスメント」に含まれる事項
 - 1. 心理的アセスメントの目的及び倫理
 - 2. 心理的アセスメントの観点及び展開
 - 3. 心理的アセスメントの方法(観察、面接及び心理検査)
 - 4. 適切な記録及び報告

- ⑭「心理学的支援法」に含まれる事項
 - 1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界
 - 2. 訪問による支援や地域支援の意義
 - 3. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法
 - 4. プライバシーへの配慮
 - 5. 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援

(実践心理学)

- ⑮「健康・医療心理学」に含まれる事項
 - 1. ストレスと心身の疾病との関係
 - 2. 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援
 - 3. 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援
 - 4. 災害時等に必要な心理に関する支援

- ⑯「福祉心理学」に含まれる事項
 - 1. 福祉現場において生じる問題及びその背景
 - 2. 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援

- ⑰「教育・学校心理学」に含まれる事項
 - 1. 教育現場において生じる問題及びその背景
 - 2. 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援

- ⑱「司法心理学(犯罪心理学を含む。)」に含まれる事項
 - 1. 家事事件、犯罪・非行及び犯罪被害についての基本的知識
 - 2. 司法分野における問題に対して必要な心理に関する支援

- ⑲「産業・組織心理学」に含まれる事項
 - 1. 職場における問題に対して必要な心理に関する支援
 - 2. 組織における人の行動

- ⑳「人体の構造と機能及び疾病」に含まれる事項
 - 1. 心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害
 - 2. がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病

- ㉑「精神疾患とその治療」に含まれる事項
 - 1. 精神疾患総論(代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。)
 - 2. 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化
 - 3. 医療機関との連携

- ㉒「関係行政論」に含まれる事項
 - 1. 保健医療分野に関係する法律、制度
 - 2. 福祉分野に関係する法律、制度
 - 3. 教育分野に関係する法律、制度
 - 4. 司法分野に関係する法律、制度
 - 5. 産業・労働分野に関係する法律、制度

- ㉓「心理演習」に含まれる事項
 - 知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技(ロールプレイング)を行い、事例検討で取り上げる。

- (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得
(1)コミュニケーション、(2)心理検査、(3)心理面接、(4)地域支援 等
- (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチの場面想定
- (エ) 多職種連携及び地域連携
- (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

②4「心理実習」に含まれる事項

1. 実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。
具体的な施設の種類の例示は別紙のとおり。
ただし、経過措置として当分の間は、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。
 2. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。
- (※) (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
(イ) 多職種連携及び地域連携
(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

【大学における実習及び演習の指導体制について】

- 実習及び演習を担当する教員の要件(以下のいずれも満たす者)
 1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
 2. 所定の講習会を受講した者
 ただし、経過措置として当分の間は、大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に従事した者も可とする。
- 実習及び演習を担当する教員の配置人数
実習生 15 人につき教員1人以上
- 学外の施設に所属する実習指導者の要件(以下のいずれも満たす者)
 1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
 2. 所定の講習会を受講した者
 ただし、経過措置として当分の間は、5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等(現に心理の支援に関する業務を5年以上行っている者を含む。)も可とする。
- 学外の施設における実習指導者の配置人数
実習生 15 人につき実習指導者1人以上(実習の実施時)
ただし、当該施設に実習指導者がいない場合は、教員が実習施設に実習生と共に訪問し、実習生に指導を行うこと。

○大学院における必要な科目に含まれる事項

A. 心理実践科目

- ①「保健医療分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 保健医療分野に関わる公認心理師の実践

- ②「福祉分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 福祉分野に関わる公認心理師の実践

- ③「教育分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 教育分野に関わる公認心理師の実践

- ④「司法分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 司法分野に関わる公認心理師の実践

- ⑤「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践

- ⑥「心理的アセスメントに関する理論と実践」に含まれる事項
 1. 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義
 2. 心理的アセスメントに関する理論と方法
 3. 心理に関する相談、助言、指導等への上記 1.及び 2.の応用

- ⑦「心理支援に関する理論と実践」に含まれる事項
 1. 力動論^(※1)に基づく心理療法の理論と方法
 2. 行動論・認知論^(※2)に基づく心理療法の理論と方法
 3. 心理に関する相談、助言、指導等への上記 1.及び 2.の応用
 4. 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整

- ⑧「家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」に含まれる事項
 1. 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理療法の理論と方法
 2. 地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法
 3. その他の心理療法の理論と方法
 4. 心理に関する相談、助言、指導等への上記 1.～3.の応用
 5. 心の健康教育に関する理論と実践

※1 力動論…無意識の心の動き、パーソナリティ、対人関係様式を考慮に入れた心理療法理論の総称

※2 行動論・認知論…行動や認知の変容に焦点を当てた心理療法理論の総称

B. 実習科目

⑨「心理実践実習」に含まれる事項

1. 実習生は、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、(※)に掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習施設の実習指導者による指導を受けること。実習施設の分野については保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働の5分野の施設のうち、3分野以上の施設において、実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関(病院又は診療所)は必須とする。また、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含む。

具体的な施設の種類の例示は別紙のとおり。

2. 担当ケースに関する実習の時間は 270 時間以上(うち、学外の施設での当該実習時間は 90 時間以上)とする。
3. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。
4. 大学又は大学院に設置されている心理相談室での実習も含む。

(※)(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得

(1) コミュニケーション、(2) 心理検査、(3) 心理面接、(4) 地域支援 等

(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成

(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

(エ) 多職種連携及び地域連携

(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

【大学院における実習及び演習の指導体制について】

○ 実習及び演習を担当する教員の要件(以下のいずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
2. 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に従事した者も可とする。

○ 実習及び演習を担当する教員の配置人数

実習生5人につき教員1名以上

○ 学外の施設に所属する実習指導者の要件(以下のいずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
2. 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等(現に心理の支援に関する業務を5年以上行っている者を含む。)も可とする。

○ 学外の施設における実習指導者の配置人数

実習生5人につき実習指導者1人以上(実習の実施時)

公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院
における必要な科目のうち実習を行う施設の候補のイメージ

1. 保健医療分野

- 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設
- 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 介護保険法に規定する介護老人保健施設
等

2. 福祉分野

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター並びに福祉ホーム
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設並びに児童相談所
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業を行う施設
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター
- 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
- 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に規定する子ども・若者総合相談センター
- 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）に規定する国立児童自立支援施設及び国立障害者リハビリテーションセンター
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園等

3. 教育分野

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校
- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する教育委員会等

4. 司法分野

- 裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）に規定する裁判所
- 法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所並びに保護観察所
- 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護施設等

5. 産業・労働分野

- 組織内健康管理センター・相談室
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等